

## 1 4 指導監査課／県事務所

### (1) 保険医療機関等の指定、保険医等の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

#### ① 概要

##### ア 保険医療機関等の指定等

医療機関又は薬局が健康保険法等における療養の給付の取扱いを行うためには、当該医療機関又は薬局の開設者の申請によって、地方厚生局長の指定を受けなければなりません。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関といい、薬局を保険薬局といいます。

なお、地方厚生局長が保険医療機関又は保険薬局の指定を行おうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

指導監査課及び県事務所では、これらの保険医療機関及び保険薬局の指定のほか、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

##### イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、地方厚生局長の登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師でなければならないこととされています。

この登録を受けた医師又は歯科医師を保険医といい、薬剤師を保険薬剤師といいます。

指導監査課及び県事務所では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

#### ② 実績（平成28年度）

##### 新規指定保険医療機関等・新規登録保険医等件数

県名	新規指定数（単位：件）			新規登録数（単位：人）		
	医科	歯科	薬局	医師	歯科医師	薬剤師
鳥取	7	4	7	50	6	33
島根	10	3	8	47	1	39
岡山	12	13	25	187	51	110
広島	32	28	23	180	43	213
山口	13	9	9	78	5	72
合計	74	57	72	542	106	467

注：新規指定保険医療機関等の件数には、交代・組織変更・移動等は含みません。

## (2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

### ① 概要

#### ア 指導

保険医療機関等や保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求などに関する事項について周知徹底し、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、指導監査課及び県事務所では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対する指導を行うこととしています。

#### イ 適時調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出を受理している保険医療機関等について、届け出られている施設基準等の充足状況を確認するため、指導監査課及び県事務所では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等に対する調査を行うこととしています。

#### ウ 監査

保険医療機関等や保険医等が保険診療等の取扱いや診療報酬等の請求などが、法令等の規定に従って適正に実施されているかを確認するため、指導監査課及び県事務所では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対して、監査を実施することとしています。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて、保険医療機関等の指定の取消、保険医等の登録の取消などの行政上の措置を行います。

### ② 実績（平成28年度実績：速報値）

#### ア 指導の実施状況

##### 【個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	11	8	11	30
島根	18	11	12	41
岡山	40	8	26	74
広島	43	9	57	109
山口	44	26	31	101
合計	156	62	137	355

【新規個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	6	6	14	26
島根	11	6	18	35
岡山	27	19	47	93
広島	54	39	38	131
山口	21	10	17	48
合計	119	80	134	333

【集团的個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	23	21	20	64
島根	24	22	24	70
岡山	49	0	58	107
広島	116	115	114	345
山口	36	55	61	152
合計	248	213	277	738

イ 適時調査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）
鳥取	31
島根	32
岡山	72
広島	79
山口	75
合計	289

ウ 監査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	0	0	0	0
島根	0	0	0	0
岡山	1	1	0	2
広島	1	1	1	3
山口	1	0	0	1
合計	3	2	1	6

エ 返還金の状況

県名	返還額（単位：千円）
鳥取	105,073
島根	123,241
岡山	93,464
広島	288,149
山口	87,415
合計	697,342

③ 参考（平成27年度実績）

ア 指導の実施状況

【個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	9	11	11	31	14	12	15	41
島根	23	12	12	47	233	12	19	264
岡山	21	6	29	56	47	8	39	94
広島	23	14	59	96	25	15	61	101
山口	39	24	31	94	54	24	32	110
合計	115	67	142	324	373	71	166	610

【新規個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	8	5	4	17	9	5	4	18
島根	10	4	10	24	10	4	14	28
岡山	35	24	41	100	37	29	55	121
広島	63	52	51	166	74	56	62	192
山口	17	11	19	47	17	11	19	47
合計	133	96	125	354	147	105	154	406

【集团的個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	21	18	18	57
島根	27	23	21	71
岡山	97	0	52	149
広島	147	121	96	364
山口	50	54	58	162
合計	342	216	245	803

イ 適時調査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	26	0	0	26
島根	30	0	0	30
岡山	58	0	0	58
広島	59	0	0	59
山口	50	0	0	50
合計	223	0	0	223

ウ 監査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)
島根	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山	2 (1)	1 (0)	0 (0)	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	3 (1)
広島	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)
山口	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	4 (1)	2 (1)	2 (0)	8 (2)	4 (1)	2 (1)	3 (0)	9 (2)

注：（ ）内は、平成27年度に取消処分（取消相当含む。）した件数です。

エ 返還金の状況

県名	返還額（単位：千円）			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取	8,902	181,218	0	190,120
島根	70,178	139,881	0	210,059
岡山	28,202	108,491	0	136,693
広島	83,659	184,865	0	268,524
山口	34,089	6,429	0	40,518
合計	225,030	620,884	0	845,914